

# 会員の入退会規則

(総則)

第 1 条 一般社団法人千葉県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第 42 条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関する事項について、以下のとおり規則を定める。

(入会の申込み手続き)

第 2 条 本会の会員になろうとするものは、定款第 7 条の規定に従って、所定の加入申込書を作成し、会長に提出しなければならない。

なお、一般会員の加入申込書の提出については、次のとおりとする。

- 一 正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人については、正会員から加入申込書が提出された時点で、一般会員についても加入申込書が提出されたものとみなす。
- 二 正会員が他の代協に属する一般会員及び非会員が代表者となる一般会員については、別途指定の入会申込書を提出する。

2. 加入申込書の記載事項は次のとおりとする。

- 一 名称又は氏名
- 二 住所又は所在地、電話番号、FAX番号、eメールアドレス
- 三 法人の場合は、代表者の氏名、役職名、生年月日、性別
- 四 個人の場合は、生年月日、性別
- 五 申込年月日
- 六 代理店登録番号・記号
- 七 その他、理事会が入会審査に必要な事項として定めた事項

3. 第 1 項に定める書面の提出は、なろうとする会員の種類を明らかにしたうえで、事務局を経由して会長に提出しなければならない。

(入会の審査)

第 3 条 会長は、前条の加入申込書を受領したときは、すみやかに入会の是非の審査を行わなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、会長は入会の審査に必要な事項が整わないときは、審査を延期することができる。ただし、この場合は、事前に入会を希望する者にその旨を通知しなければならない。

3. 入会の審査を行うときは、次に掲げる審査基準に従って公正に行わなければならない。

(審査基準)

一 定款第6条第2項の会員（正会員）

- イ 保険業法第276条の規定により登録された損害保険代理店の代表者(保険会社、統括代理店（法人）と三者で代理店業務委託契約を締結し、統括代理店と共同して代理店業務を行う募集人1名の個人代理店（以下、「勤務型代理店等」という。）を除く。）であること
- ロ 本会の目的及び事業に賛同すること
- ハ 権利義務の主体となることができるものであること
- ニ 本会の名誉又は信用を毀損するような実態がないこと
- ホ 本会の定款・規則等を遵守し、定められた義務を履行するとともに、秩序を乱す行為を行うことがないと認められること
- ヘ 暴力団等の反社会的勢力でないこと

二 定款第6条第3項の会員（一般会員）

- イ 保険業法第302条により届出がなされた正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人並びに勤務型代理店等であること
- ロ 本会の目的及び事業に賛同すること
- ハ 本会の名誉又は信用を毀損するような実態がないこと
- ニ 本会の定款・規則等を遵守し、定められた義務を履行するとともに、秩序を乱す行為を行うことがないと認められること
- ホ 暴力団等の反社会的勢力でないこと

三 定款第6条第4項の会員（賛助会員）

- イ 本会の事業及び目的に賛同すること
- ロ 本会の事業を賛助又は後援するものと認められること
- ハ 本会の名誉又は信用を毀損するような実態がないこと
- ニ 本会の定款・規則等を遵守し、定められた義務を履行するとともに、秩序を乱す行為を行うことがないと認められること
- ホ 暴力団等の反社会的勢力でないこと

(入会の時期)

第4条 入会の時期は、前条の第1項の審査で承認された日とする。

2. 前項の規定にかかわらず、会長は入会の時期を定めることができる。ただし、前項の日よりも前の日を定めるときは、当該入会希望者が加入申込書を提出した日までを限度とする。
3. 会長は、入会の時期が定まったときは、遅滞なく当該入会希望者に通知しなければならない。

(入会の拒否)

第5条 会長が入会申込みを否とするときは、本規則第3条第3項に定める審査基準のいずれによるものかを、明らかにしたうえで決定しなければならない。

2. 会長は、前項の決定をしたときは、当該入会希望者に対して前項で示された内容を付して、遅滞なく通知しなければならない。

(任意退会の手続き)

第6条 本会の会員は、定款第10条の規定に従っていつでも本会を退会することができる。

2. 本会の退会を希望する会員は、所定の退会届を作成し、事務局を経由して会長に提出しなければならない。
3. 退会届の記載事項は次のとおりとする。
  - 一 名称または氏名
  - 二 代表者の氏名
  - 三 退会理由
  - 四 提出年月日
  - 五 その他、理事会が必要な事項として定めた事項
4. 会長は、退会届を受領した場合は、直ちに社員名簿から当該会員の記載を抹消しなければならない。
5. 退会した会員は、それ以降本会の会員と称し又は他に誤認されるような表示若しくは告知等を行うことはできない。

(資格喪失による退会の手続き)

第7条 定款第11条の規定により会員が除名されたときは、そのときを以って当該会員から退会届が出されたものとみなし、前条第4項の手続きをとることとする。

2. 定款第10条二号、三号に該当するに至り資格を喪失した会員は、その至ったときを以って退会届を提出したものとみなし、前条第4項の手続きをとることとする。
3. 前2項で大会の手続きを行った会員は、それ以降本会の会員と称し又は他に誤認されるような表示若しくは告知等を行うことはできない。

(退会の時期)

第8条 退会の時期は、会長が退会届を受領した日とする。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は退会の時期を定めることができる。

(附則)

第9条 本規則は、平成28年2月12日から適用する。

平成28年2月12日 理事会制定

2020年4月17日理事会一部改定(第2条1項 なお以下追加)